| | | | |
|---|---|---|---|
| 最大離陸重量が2,000 kg を超え8,618 kg 以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{27}{5\,log_{10}\frac{4309}{1000}}\times log_{10}\frac{W}{2000}+88.6$ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{49}{10log_{10}\frac{4309}{1000}}\times log_{10}\frac{W}{2000}+93.1$ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$89-\frac{4}{log_{10}2}\times log_{10}\frac{8618}{W}$ |
| 最大離陸重量が8,618 kg を超え35,000kg以下の航空機 | 94以下であること。 | 98以下であること。 | 次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が89以下である場合は、89以下であること。<br>$A-\frac{4}{log_{10}2}\times log_{10}\frac{385000}{W}$ |
| 最大離陸重量が35,000kgを超え280,000 kg 以下の航空機 | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{9}{log_{10}\frac{80}{7}}\times log_{10}\frac{W}{35000}+94$ | 次の算式により得られる値以下であること。<br>$\frac{7}{3\,log_{10}2}\times log_{10}\frac{W}{35000}+98$ | |
| 最大離陸重量が280,000 kg を超え 385,000 kg 以下の航空機 | | 105以下であること。 | |
| 最大離陸重量が385,000 kg を超え 400,000 kg 以下の航空機 | | | A以下であること。 |
| 最大離陸重量が400,000 kg を超える航空機 | 103以下であること。 | | |

備考

1　航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

2　側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下650mの点とする。

3　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。

4　離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。

5　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

6　Aは、当該航空機の発動機の数が、２基以下の場合にあつては101、３基の場合にあつては104、４基以上の場合にあつては106とする。